

令和6年兵庫県立大学大学院情報科学研究科規程第20号

数理最適化データサイエンスセンター規程

(設置)

第1条 複雑多様化する社会が直面するさまざまな課題に対して、数理最適化及びデータサイエンスに基づく視点・方法論・手段をもって企業が保有・蓄積しているデータを活用し、学問的な知見を広く社会に還元するための産学連携の拠点として、情報科学研究科に数理最適化データサイエンスセンター（以下「センター」という。）を置く。

(業務)

第2条 センターは、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 数理最適化及びデータサイエンスに基づく視点・方法論・手段をもって、企業及び団体等の依頼に係る問題解決を行うこと。
- (2) 数理最適化及びデータサイエンスの専門知識や技術に係る、企業及び団体等の職員ならびに中学校及び高等学校等の教員への実践的研修を行うこと。
- (3) 数理最適化及びデータサイエンスの専門知識や技術に係る、セミナーや講演会を開催すること。
- (4) 企業及び団体等と情報科学研究科及び社会情報科学部の教育的及び研究的な連携を支援すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な業務を行うこと。

(センター長)

第3条 センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、情報科学研究科教授会において承認を得た者をもって充てる。
- 3 センター長の任期は1年で、再任することができる。
- 4 センター長は、センターの業務を掌理する。

(ディレクター)

第4条 センターに、ディレクターを置く。

- 2 ディレクターは、次に掲げる者をもって充てる。
- (1) 情報科学研究科教員
- (2) 前号に規定する者のほか、その他センター長が必要と認めた者
- 3 ディレクターの任期は1年で、再任することができる。
- 4 ディレクターは、センター長を補佐し、第2条の業務を行う。

(運営委員会)

第5条 センターの重要な事項について審議するため、数理最適化データサイエンスセンター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

- 2 運営委員会に関する規程は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。